

## 水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年6月25日(月) 本社会議室		
委員	角田 茂(学校法人参事) 篠原焜夫(弁護士) 中村好男(大学名誉教授) 栗田 誠(大学教授) 清水義彦(大学院教授)		
審査対象期間	平成30年1月1日～平成30年3月31日		
抽出案件	総件数	5 件	(備考)
工事	一般競争入札	1 件	
	公募型指名競争入札	0 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルト	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	1 件	
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件	
	標準プロポーザル	0 件	
	一般競争入札	1 件	
	通常指名競争入札	0 件	
	随意契約(競争性のある)	0 件	
	随意契約(特命随意契約)	0 件	
	補償契約	1 件	

### 1. 委員からの意見・質問、それに対する回答等

#### (1) 一般競争入札(工事)

#### 【豊川用水二期大野導水併設水路工事】

意見・質問	回答
・この工事の技術点は高いが、これは高い技術力が必要だから、この割合となっているのか。	・本工事は、6キロもある長大なトンネルであること、また、岩質によっては補助工法も出てきます。それを先行調査しながら進めていきますので、高い技術力を求めるということもあり、最大の30点としています。
・価格点の算出について、資料では入札価格を入札書比較価格で割るとなっているが、入札説明書では入札価格を予定価格で割るとなっている。	・資料の記載が間違いで、入札書比較価格が予定価格となります。業者には、入札価格から消費税相当分を除いた額を記載するように言っていますので、入札説明書の入札価格というのは、消費税込みの金額を指します。
・本件の資格審査の際には、リニア中央新幹線の談合事件の捜査が始まっていたと思うが、そういう点について、資格審査の際に何か検討はされたのか。	・一般的には捜査段階では特段の考慮するようなことはしません。
・参加資格に木曽川水系・豊川水系関連区域において指名停止中でないこととあるが、今回の事案である豊川水系以外に木曽川水系を入れたというのは何か意味があるのか。	・例えば利根川・荒川水系とか、管内の水系ごとに指名停止をするようになっています。

**(2) 指名競争入札 (工事)****【木曾川大堰上屋 (P14・P15) 改修工事】**

意見・質問	回答
・ 17棟ある上屋を1個単位で発注するのか。例えば2つを一緒に発注するということはできないのか。	・ 工程の関係から、毎年2棟から3棟ぐらいでやっています。
・ 受注者は、以前に工事をした業者なのか。それとも毎回違う者が受注しているのか。	・ 前回も同じ業者が受注しています。
・ 他の業者は辞退したようだが、辞退した理由は何か。	・ 推測ですが、河川の上から17, 18メートルの高い場所で行う工事であること、供用道路を片側交互通行で行わなければいけない工事ということで、このような工事を経験した業者が少なく、難易度的に敬遠されたのではないかと考えています。
・ 当初、一般競争入札で実施したときに入札に参加した1者とは、指名競争入札のときに指名された業者なのか。	・ 一般競争入札に参加した業者は、指名競争入札の指名業者にも入っています。結果的には落札した業者が一般競争のときの応札をした業者です。
・ 指名業者を選定する際の施工実績について、国の機関、機構中部支社の機関に限っているが、例えば県などの実績も認めないということか。	・ 一般競争入札のときは、地方公共団体なども入れていましたが、国の機関のみで17者が対象業者として残っていましたので、指名業者として概ね10者程度の指名はクリアできるということで、国の機関に限らせてもらったということです。

**(3) 公募型簡易プロポーザル (土木関係コンサルタント業務)****【希少猛禽類影響評価等業務】**

意見・質問	回答
・ 上位2者の技術点が非常に微差であるが、特定者に決定した一番の理由は何か。また、この2者からの提示額を教えてください。	・ 提示額は両者同額でした。また、評価の差は、評価テーマ①での差となります。技術提案書を3名で評価しましたが、特定者以外の者はオオタカの評価に特化しており、この地域には他にも猛禽類等々がいるということで、差がついたということです。
・ 3人で評価したということだが、3人はそれぞれ独立して評価するのか。それとも3人で相談して評価を決めるのか。	・ 事務所の副所長、担当課長、担当者の3名で評価をして、合議で最終的な評価をしたということです。
・ ポジションの違う者での合議など、必ずしも客観的な評価にならない可能性もあるのかなという気もする。また、参加者の評価に大きな違いがない中で1者を特定して、最終的にその者から見積書を徴取するやり方について、複数者を特定し、さらにそこから価格面で交渉するというやり方は制度としてできるのか。	・ 国も同様ですが、プロポーザル方式は最終的には随契となりますので、今のところ1者を特定するやり方をしています。

<p>・特定者の歩掛・単価に基づき予定価格を算出とあるが、単価については何かしないのか。旅費、諸経費については機構の算出基準に基づき算出とあるが、人件費みたいなものの単価について、その見積もりを出した特定者の単価どおりでやるということになるのか。</p>	<p>・主任技術者や技術A・Bなどは、公共の契約なので公共工事の労務単価を使います。</p>
<p>・川上ダムの建設に伴う環境影響調査というのは、おそらくどのダムでもやっていると思うのだが、かつて湛水面積が1平方キロメートル以上の場合、環境影響調査をする義務があると聞いたことがあるのだが、今はそのような基準があるのか。</p>	<p>・環境影響評価法の中に規模の基準があります。川上ダムについては、環境影響評価法の前の三重県要綱に基づく環境影響評価をやっていますが、アセス法ができた後、大規模事業ということもあり、その手法に準じて評価を実施して、公表しています。</p>

**(4) 一般競争入札（土木関係コンサルタント業務）【小石原川ダム本体工事監督等現場技術業務】**

意見・質問	回答
<p>・1年間にどれくらいの業務量があるかということは、全て情報は提供しているのか。</p>	<p>・事前に見積参考資料を出していたかと思います。全体としては技術員を11名と考えていましたので、その数字が出ていたと思います。</p>

**(5) 補償契約**

**【土地売買等に関する契約書】**

意見・質問	回答
<p>・資料にある検収というのは、何の検収を意味しているのか。</p>	<p>・相手方から請求書が提出され、その支払いをするために関係書類を確認したものです。2月15日の検収は、前払金の支払いにあたり、契約に基づいて登記関係書類の提出等を受けましたので、それを確認したものです。</p>
<p>・前払金の検収というのは、登記の完了の確認をしないで前払するという事か。</p>	<p>・そうです。契約に基づいて、相手方から登記移転に伴う関係書類の提出があったことを確認して支払います。</p>
<p>・水が貯まる区域は、全部機構で取得するのか。</p>	<p>・取得することになります。115ヘクタールのうち、今回の案件も含めて99%ほどを取得していますので、残りについて鋭意協議しているところです。</p>

**2. 委員会による意見の具申又は勧告**

なし

**3. 問い合わせ先**

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明 (内線 2251)

技術管理室担当課長 足達 謙二 (内線 4631)

用地管財部用地補償課長 長尾 和彦 (内線 2321)